

校外行事等におけるリフト付きバス借りに係る負担金に関する要綱

(総則)

第1条 遠足、修学旅行その他の校外行事（以下「校外行事等」という。）を実施するに当たり、移動手段としてリフト付きバスを借り上げた市立小中学校等（以下「学校等」という。）に対する負担金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(対象となる校外行事等)

第2条 対象となる校外行事等は、バスへの乗降が困難な車椅子を使用する児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が参加する校外行事等のうち、当該対象児童生徒のためにリフト付きバスを借り上げる必要があると教育委員会が認めたものとする。

(負担金額)

第3条 負担金の額は、学校等が校外行事等を実施するに当たって、リフト付きバスを借り上げる際に要する費用からリフトを搭載していないバスを借り上げる際に要する費用を控除して得た額に相当する額とする。

(計画等の承認等)

第4条 学校等の校長は、校外行事等を実施するに当たって、リフト付きバスを借り上げる場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。この場合において、当該校長は、校外行事等の計画の内容及び負担金見込額を教育委員会に提出するものとする。

(負担金の請求)

第5条 学校等の校長は、リフト付きバスを借り上げた校外行事等終了後、速やかに請求書にリフト付きバスを借り上げる際に要する費用とリフトを搭載していないバスを借り上げる際に要する費用との差額が確認できる書類を添付して教育長に負担金を請求するものとする。

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。